

監査結果に関する措置状況報告書

令和4年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所 管 所 属：契約管財局

通知を受けた日：令和5年6月1日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘6	182	暴力団排除誓約書の取得（合規性の視点） 危機管理室及び契約管財局は、請負契約や物品借入契約の相手方に対して、委託契約の金額が500万円未満であっても、相手方から暴力団排除誓約書（以下、「暴排誓約書」という。）を大阪市に提出させる運用を行うべきである。また局長等が提出を必要ないと判断する場合には、局ごとに基準を明確に開示させるべきである。	・ 契約金額が500万円未満であっても暴排誓約書を徴収する取扱いとし、誓約書の徴収を必要としない場合について明確となるよう、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を改正し、令和5年6月1日以後に発注する案件について適用した。	措置済	令和5年6月1日